

				別添
				旧
				新
一部改正	平成25年第1回 自販第1号	5月 1日 210号 98号	5月 1日 210号 98号	一部改正
一部改正	平成25年第2回 自販第2号	5月 31日 35号	5月 31日 35号	一部改正
一部改正	平成25年第3回 自販第3号	4月 16日 32号	4月 16日 32号	一部改正
一部改正	平成25年第4回 自販第4号	4月 17日 33号	4月 17日 33号	一部改正
一部改正	平成25年第5回 自販第5号	4月 18日 34号	4月 18日 34号	一部改正
一部改正	平成25年第6回 自販第6号	4月 19日 35号	4月 19日 35号	一部改正
一部改正	平成25年第7回 自販第7号	4月 20日 36号	4月 20日 36号	一部改正
一部改正	平成25年第8回 自販第8号	4月 21日 37号	4月 21日 37号	一部改正
一部改正	平成25年第9回 自販第9号	4月 22日 38号	4月 22日 38号	一部改正
一部改正	平成25年第10回 自販第10号	4月 23日 39号	4月 23日 39号	一部改正
一部改正	平成25年第11回 自販第11号	4月 24日 40号	4月 24日 40号	一部改正
一部改正	平成25年第12回 自販第12号	4月 25日 41号	4月 25日 41号	一部改正
一部改正	平成25年第13回 自販第13号	4月 26日 42号	4月 26日 42号	一部改正
一部改正	平成25年第14回 自販第14号	4月 27日 43号	4月 27日 43号	一部改正
一部改正	平成25年第15回 自販第15号	4月 28日 44号	4月 28日 44号	一部改正
一部改正	平成25年第16回 自販第16号	4月 29日 45号	4月 29日 45号	一部改正
一部改正	平成25年第17回 自販第17号	4月 30日 46号	4月 30日 46号	一部改正
一部改正	平成25年第18回 自販第18号	5月 1日 47号	5月 1日 47号	一部改正
一部改正	平成25年第19回 自販第19号	5月 2日 48号	5月 2日 48号	一部改正
一部改正	平成25年第20回 自販第20号	5月 3日 49号	5月 3日 49号	一部改正
一部改正	平成25年第21回 自販第21号	5月 4日 50号	5月 4日 50号	一部改正
一部改正	平成25年第22回 自販第22号	5月 5日 51号	5月 5日 51号	一部改正
一部改正	平成25年第23回 自販第23号	5月 6日 52号	5月 6日 52号	一部改正
一部改正	平成25年第24回 自販第24号	5月 7日 53号	5月 7日 53号	一部改正
一部改正	平成25年第25回 自販第25号	5月 8日 54号	5月 8日 54号	一部改正

(3)～(5) (略)	4. (略)
4. 第6項目關係 (略)	5. 第6項目關係 (略)
(1) 「健康状態の把握」とは、 <u>乗務員</u> （事業主等が乗務する場合に法律受ける場合に「 <u>労働安全衛生法</u> （昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受け行うべき健康診断、同条ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合は、 <u>乗務員</u> が受診する健康診断の受診結果を提出させることをいう。	(1) 「健康状態の把握」とは、 <u>労働安全衛生法</u> （昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受け行うべき健康診断、同条ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。
(2) (略)	(2) (略)
6.～7. (略)	6.～7. (略)
第7条 第1項、第2項及び第3項關係 (別紙2参照)	第7条 第1項、第2項及び第3項關係 (別紙2参照)
1. (1) (2) (略)	1. (1) (2) (略)
(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として取り扱う。 ① (略) ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。 ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていな いこと。 ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であつたものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。 (4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置して、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を隨時確認でき、かつ、該機器により行おうとする点呼について、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに	(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として取り扱う。 ① (略) ② 過去3年間所属する事業用貨物自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条各号に掲げる事故を引き起こしていないこと。 ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていな いこと。 ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であつたものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。 (4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置して、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随时確認でき、かつ、該機器により行おうとする点呼について、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに

に当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼(以下、「IT点呼」という。)は以下に定めるところにより行うものとする。

- ① IT点呼の実施方法
(削除)

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所(以下「IT点呼実施営業所」という。)又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被IT点呼実施営業所」という。)又は当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼において、当該営業所で管理する運転者が所屬する営業所(以下「被IT点呼受ける運転者」とする。)又は当該営業所の車庫に受けるものとする。IT点呼は対面により行うことから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、営業所と当該営業所の車庫の間及び営業所と当該営業所の他の車庫の間でIT点呼を実施する場合においてはこの限りではない。

- ② 運行管理及び整備管理関係
ア 営業所間(営業所と他の営業所の車庫の間及び営業所の車庫と他の営業所の車庫間を含む。以下同じ。)においてIT点呼を実施した場合、規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等(以下「点呼簿」といふ)に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。
イ～オ(略)

(6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に属する運転者が、(1)の場合に、同一

いうて、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼(以下、「IT点呼」という。)は、以下に定めるところにより行うものとする。

- ① IT点呼の実施方法
ア IT点呼を行う営業所(以下「IT点呼実施営業所」という。)及びIT点呼を受ける運転者が所属する営業所(以下「被IT点呼実施営業所」という。)には、設置型端末を設置するものとする。

イ 運行管理者等はIT点呼実施営業所の設置型端末を使用し、IT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。

ウ 運転者は、被IT点呼実施営業所又は当該営業所の車庫において、設置型端末又は携帯型端末の何れかを使用しIT点呼を受けるものとする。

エ 点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において、当該営業所と当該営業所の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。

- ② 運行管理及び整備管理関係
ア 営業所間(営業所と他の営業所の車庫の間を含む。以下同じ。)においてIT点呼を実施した場合、規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等(以下「点呼簿」といふ)に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。

イ～オ(略)

(6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に属する運転者が、(1)の場合に、同一

同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼（以下「遠隔地ＩＴ点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えるものとする。

① 遠隔地ＩＴ点呼の実施方法

(削除)

ア 運行管理者等は、遠隔地ＩＴ点呼を行う営業所（以下「遠隔地ＩＴ点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用し遠隔地ＩＴ点呼を行ふものとする。なお、遠隔地ＩＴ点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地ＩＴ点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地ＩＴ点呼を受ける。運転者が所属する営業所（以下「被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所」という。）で管理する(4)の機器を携行・使用し遠隔地ＩＴ点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた(4)の機器を用いて遠隔地ＩＴ点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ (略)
エ (略)
オ (略)

(7)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

3. 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記

事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼（以下「遠隔地ＩＴ点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地ＩＴ点呼の実施方法

ア 遠隔地ＩＴ点呼を行う営業所（以下「遠隔地ＩＴ点呼実施営業所」という。）には、設置型端末を設置するとともに、遠隔地ＩＴ点呼を受ける運転者には、当該運転者の所属する営業所（以下「被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所」という。）に備えた携帯型端末を携行させるものとする。

イ 運行管理者等は遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の設置型端末を遠隔地ＩＴ点呼を行うものとする。なお、遠隔地ＩＴ点呼の一際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地ＩＴ点呼場所を確認するものとする。

ウ 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、携帯型端末を使用し遠隔地ＩＴ点呼を受けるものとする。

エ (略)
オ (略)
オ (略)

(7)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

3. 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

録・保存を行うことができる。

(1)～(3) (略)

第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労防止及び過積載による運行の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。
(1)～(3) (略)
- (4) 乗務記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

2.～4. (略)

第9条 運行記録計による記録

- 運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存について
は、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

第9条の3 運行指示書による指示等（別紙2参照）

- 本条の趣旨は、長時間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を取得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示という形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することで運転者への確実な伝達を期そうとするものである。
1.～4. (略)
5. 運行指示書の作成・保存については、国土交通省の所管する法令による民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運行指示書に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

第9条の5 運転者台帳

- 1.～4. (略)
5. 運転者台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法

第9条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労防止及び過積載による運行の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。
(1)～(3) (略)
- (4) 乗務記録の記録・保存（新設）

2.～4. (略)

第9条 (新設)

第9条の3 運行指示書による指示等（別紙2参照）

- 本条の趣旨は、長時間の運行をする場合及び長期間の運行をする中で、求車求貨システム等を活用して行き先地で随時帰り荷を取得する等により当初の運行計画が変更される場合には、運転者に対する運行指示書による指示といふ形態をとるとともに、その内容が変更される場合には事業者と運転者の双方が変更内容を記載することでより運行経路や運行の安全確保上必要な事項について運転者への確実な伝達を期そうとするものである。

1.～4. (略)

第9条の5 運転者台帳

- 1.～4. (略)
5. 運転者台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法

令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

附 則

改正後の通達は、平成30年3月30日から施行する。